

## 静岡市立図書館雑誌スポンサー制度募集要項

静岡市立図書館が所有する雑誌カバー及び当該雑誌の雑誌架に広告を表示し、雑誌を寄贈していただける雑誌スポンサーを募集します。

### 1 広告媒体

- (1) 雑誌カバー（裏表紙）
- (2) 雑誌カバー（表紙）
- (3) 雑誌架

### 2 広告表示のメリット

- (1) 市立図書館という公共の場において市内事業者のPRをすることで信頼感が得られ、地域貢献、社会貢献に力を入れている企業としてのイメージアップが期待できます。
- (2) 多種多様な雑誌から選択ができ、図書館に来館する様々な市民等（性別、年代、地域、用途等）に向けた情報発信ができます。
- (3) 広告媒体で珍しいため、多くの人目に触れる機会が多くなり、雑誌を選んだり、手に取ったりすることで宣伝効果が期待できます。
- (4) 静岡市立図書館12館の入館者数は、約161万人です。（詳細、別紙のとおり）

### 3 広告の規格

#### (1) 規格

##### ①雑誌カバー裏表紙用

提供雑誌と同じ大きさ以内。片面広告。

##### ②雑誌カバー表紙用、雑誌架用

縦90mm×横130mm。片面広告。スポンサー名を表記。

#### (2) 色

別紙、「品位を損なう広告の制限に関する運用基準」のとおり

#### (3) その他

- ・ 広告にスポンサーの名称及び住所・連絡先を記載する。
- ・ 縦2cm×横4cmで「広告」と表示すること。
- ・ 雑誌の購入に係る費用が広告による収入で賄われていることを記載すること。

### 4 広告表示雑誌カバー等

#### (1) 提供希望雑誌及び雑誌配架図書館

- ・ 別添「静岡市立図書館 提供希望雑誌一覧」のとおり
- ・ 提供希望雑誌一覧の雑誌価格は変動する場合があるため、参考金額とします。

#### (2) 広告表示期間

広告表示期間は、原則として、協定を締結した月から1年間とします。（ただし、広告表示期間満了の3か月前までに、静岡市立図書館雑誌カバー広告表示中止届書（様式第5号）の提出がない場合は、当該契約を自動的に更新するものとし、その後も同様とします。）

## 5 広告表示の申込み

### (1) 申込受付期間

随時

### (2) 提出書類

- ①静岡市立図書館雑誌カバー広告表示申込書（様式第1号）
- ②広告原稿
- ③事業者にあつては、事業の概要が分かる書類
- ④資格・免許等を必要とする業種にあつては、それらを証明する書類の写し

### (3) 申込対象者

市内事業者（市内に事業所を有する事業者）

### (4) 申込方法

上記（2）の提出書類を静岡市立中央図書館まで、郵送又は持参する。

### (5) 申込できない者

- ・法令等に基づく必要な許可等を受けていない事業者
- ・各種法令に違反している事業者
- ・暴力団員等、暴力団員の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有する事業者
- ・消費者金融又は事業者金融を営む事業者
- ・利殖を目的とした投資・投機があつせん、勧誘、募集等を専ら行う事業者
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業又はこれに類する業種
- ・民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生若しくは更生手続中、又は手続開始の申立てがある事業者
- ・行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- ・その他、市の資産を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として不適當であると認められるもの

## 6 広告の適否審査

### 【1次審査】

所管課において、静岡市広告掲載基準に基づいて審査を行います。

### 【2次審査】

静岡市広告審査会において、表示する広告の適否について審査します。

## 7 選定方法（先着順）

静岡市広告審査会において、表示が可能と認められた表示希望者の方を雑誌スポンサーとします。表示可とされた数が募集した広告枠数を超えた場合には、申込書受付日の早いものを優先し、同じ場合は抽選により決定します。

## 8 決定通知

広告表示・非表示の決定は、静岡市広告審査会の結果後、速やかに通知します。

## 9 広告原稿の提出方法

### (1) 提出期限

静岡市立中央図書館が指定する日までとします。

### (2) 提出方法

カラー印刷した広告用紙を中央図書館まで郵送又は持参

※ 雑誌1冊につき、①裏表紙用2枚、②表紙用2枚、③雑誌架用2枚

## 10 雑誌の納入

雑誌スポンサーは、提供雑誌を刊行の都度、発売日の午前中に持込又は郵送により対象図書館に納入するものとします。

なお、納入された雑誌の所有権は市に帰属し、納入後の返品は行いません。

## 11 雑誌の支払

雑誌スポンサーは、提供雑誌の代金を現在購入している書店と調整のうえ、書店に支払うものとします。

なお、書店への振込手数料等、別途かかる場合があります。

## 12 雑誌スポンサーの責務

(1) 雑誌スポンサーは、表示された広告に関する一切の責任を負うものとする。

(2) 雑誌スポンサーは、広告の表示までに、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないことを確認し、及び広告の内容等に関する知的所有権その他一切の権利について、所要の処置を講じるものとする。

(3) 雑誌スポンサーは、広告について第三者から苦情、被害等の申立てがなされたときは、その責任及び負担により解決するとともに、広告に起因して市に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。

## 13 その他

詳しくは、「静岡市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱」をご覧ください。

## 14 申込み及び問合せ先

住 所：〒420-0884

静岡市葵区大岩本町29番1号 静岡市立中央図書館

電 話：054(247)6711

e-mail：[chuo-library@city.shizuoka.lg.jp](mailto:chuo-library@city.shizuoka.lg.jp)

【雑誌カバーの広告イメージ】 ※ 広告枠 … 点線枠内を作成してください。

◎表紙側

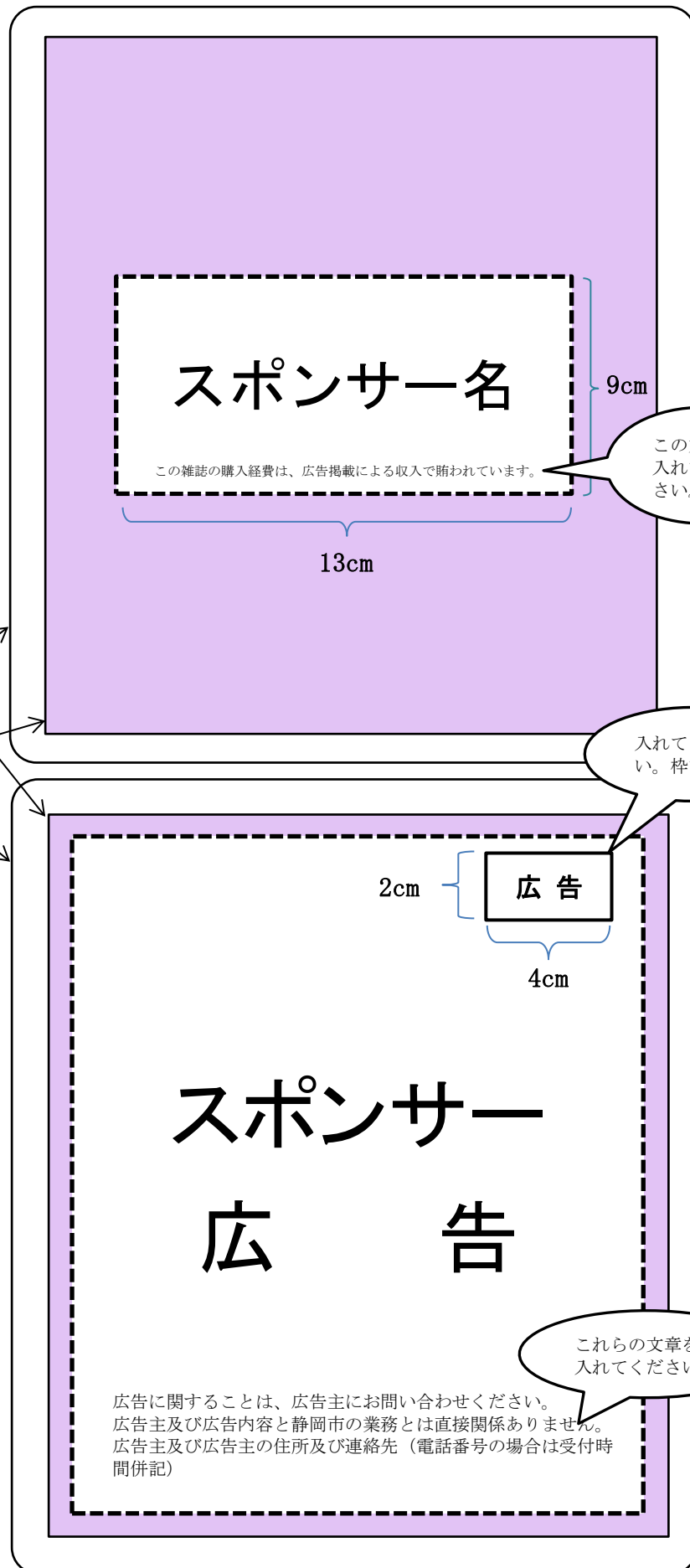
雑誌中央に貼付。  
(雑誌架により調整有)

※雑誌架にも同じものを貼付します。

カバー

雑誌

◎裏表紙側



この文章を入れてください。

入れてください。枠で囲む。

これらの文章を入れてください。

広告に関することは、広告主にお問い合わせください。  
広告主及び広告内容と静岡市の業務とは直接関係ありません。  
広告主及び広告主の住所及び連絡先（電話番号の場合は受付時間併記）

## 仕様書（経費節減型）

広告媒体	媒体名称	雑誌カバー・雑誌架
	雑誌種類	別添「静岡市立図書館 提供希望雑誌一覧」のとおり
	発行頻度	
	参考単価等	
	対象図書館	
広告枠	表示枠	<p>①裏表紙 … <u>提供雑誌と同じ大きさ以内</u>。片面広告</p> <p>②表紙 … 雑誌カバー中央部に、<u>縦90mm×横130mm</u> 片面広告。スポンサー名を表示。※③と同じ</p> <p>③雑誌架 … 提供雑誌の雑誌架に、<u>縦90mm×横130mm</u> 片面広告。スポンサー名を表示。※②と同じ</p>
	色数	別紙、「品位を損なう広告の制限に関する運用基準」参照
	その他	<p>①裏表紙広告の右上部に、<u>縦20ミリメートル、40ミリメートル</u> 程度の大きさで広告と表示し、これを枠囲みすること。</p> <p>②裏表紙側広告の下部に「<u>広告に関することは、広告主にお問い合わせください。</u>」、「<u>広告主及び広告内容と静岡市の業務とは直接関係ありません。</u>」の文言を表記し、併せて<u>広告主及び広告主の住所及び連絡先（電話番号の場合は受付時間を併記）を表示してください。</u></p> <p>③表紙側及び雑誌架の広告内に「<u>この雑誌の購入経費は、広告掲載による収入で賄われています。</u>」と明示してください。</p> <p>④雑誌の配架位置は、図書館が決定します。</p>
納期	<p>【広告】静岡市立中央図書館が指定する日までに納入すること。</p> <p>【雑誌】提供雑誌刊行の都度、発売日午前中に納入すること。</p>	
納入方法	<p>【広告】雑誌1冊につき、①裏表紙用2枚、②表紙用2枚、③雑誌架用2枚をカラー印刷した広告用紙を中央図書館まで持込又は郵送で納入すること。</p> <p>【雑誌】持込又は郵送により納入すること。</p>	
納入場所	<p>【広告】静岡市立中央図書館に納入すること。</p> <p>【雑誌】提供雑誌の対象図書館に納入すること。</p>	

【参考】

静岡市立図書館入館者数（令和4年度）※1

図書館名	入館者数(人)	開館日数(日)
中 央※2	298,950	316
麻機分館	33,876	280
美和分館	40,458	279
御 幸 町	264,811	320
藁 科	56,922	279
西 奈	126,000	279
北 部	82,876	280
南 部	269,012	316
長 田	131,546	280
清水中央	182,980	317
清水興津	70,298	278
蒲 原	47,431	279
合 計	1,605,160	—